

おれんじニュース

平成25年 1月

No. 58



よき経営者をめざすものの団体

社団法人 八代地方法人会



八代市松江城町 6 - 6

八代商工会館内

TEL 0965-32-1393



城下町やつしろの「お雛祭り」 平成25年 2月16日(土)～ 3月10日(日)

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yatsushiro/>



新年のご挨拶

会 長 伊 藤 俊 昭

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様にはお健やかに平成25年の初春を迎えられたことと存じます。

旧年中は会員の皆様方をはじめ、税務御当局並びに関係諸団体の方々には格別のご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も会員の皆様と共に活力ある法人会を目指し、さまざまな事業に邁進して参る所存でございますのでどうぞよろしくお願い致します。

さて、昨年12月の衆議院選挙により、約3年3ヶ月続いた民主党に変わって再び自民党、公明党の連立政権が誕生致しました。現在わが国には政治、経済、社会保障等依然としてさまざまな課題が残されております。新政権には一日も早く実効性のある経済対策を打ち出していただき、日本経済、とりわけ地域経済の担い手である中小企業の景気回復につなげていただきたいと念願しております。法人会としても社会保障と税の一体改革や法人税率の引き下げなど経済活性化と中小企業対策を提言しているところであります。

一方、八代地方法人会では長年の懸案でありました公益法人制度改革に伴う社団法人から公益社団法人への移行につきまして、去る9月末に県へ申請書を提出しておりましたが審査が無事終了し12月14日に認定が下りました。関係各位のご協力に改めて感謝申し上げます。今後本年4月1日公益法人として登記する準備を進めて参ります。公益法人になりますと総事業費の50パーセント以上を社会貢献事業に使うことが求められます。よき経営者を目指すものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献するという基本方針を踏襲しながら従来にも増して公益性ある開かれた事業を展開していく必要があると考えております。行動力ある青年部会、豊かな感性を備えた女性部会とともに会員の皆様方の更なるご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝と会員企業の益々のご繁栄を心から祈念申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

八代税務署長 柳 田 秀 彦

新年あけましておめでとうございます。

平成25年の年頭にあたり、社団法人八代地方法人會会員の皆様、そして管内の納税者の皆様方に、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

さて、平成23年度税制改正において、納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法等の改正が行われました。この改正は、平成25年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査について適用されます。具体的には(1)事前通知(2)帳簿書類の預りと返還(3)調査結果の説明と修正申告や期限後申告の勧奨(4)処分理由の記載(5)更正又は決定をすべきと認められない場合の通知などの事項が改正されました。

これらの改正事項については、国税庁で最重要課題として取り組んでおり、円滑な実施に向けて努力してまいります。従来同様「適正・公平な課税と徴収の実現」を目指すことに変わりありませんので、皆様方におかれましても、これまで同様適正申告をお願いいたします。

ところで社団法人八代地方法人會会員の皆様方においては、平成22年5月の総会時に「会員企業のe-Tax 100%利用宣言」をしていただき、お陰をもちまして、法人税・消費税（法人事業者）の利用者数は順調に増えております。まだ、ご利用でない方は新年を契機に利用をよろしく

お願いします。

本年もまもなく申告所得税・贈与税・消費税（個人事業者）の確定申告時期を迎えます。確定申告会場は八代税務署となっており、受付時間は午前9時から午後4時までとなっていますが、申告期限が迫りますと会場が大変混雑いたしますので、早めの申告をお願いします。

なお、自宅からであれば、「e-Tax」や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」がご利用いただけます。計算誤りの防止や、税務署に出向く必要がないなど、大変便利ですので、法人會会員企業の役員及び従業員の皆様やこの冊子をご覧になっている皆様におかれましては、是非とも申告所得税・贈与税の申告にご利用いただきますよう、よろしくお願いします。

「e-Tax」による申告は平成25年1月15日から平成25年3月15日まではメンテナンス時間を除いて24時間にわたり受け付けており、国税庁ホームページはいつでも利用可能ですので、是非ご利用願います。

終わりに臨み、本年公益社団法人への移行も控えられ、新たな一步を踏み出されることとなる社団法人八代地方法人會並びに会員の皆様の事業のご繁栄と、会員をはじめ八代税務署管内の皆様の御健勝を、心から祈念しまして新年のごあいさつとさせていただきます。

第1回

八代地方法人会 地域社会貢献事業

Zei税ウォーキング in やつしろ

平成24年9月22日(土)、八代・水俣・芦北地域より小学3年生から6年生40名が参加。まず、税金がみんなの生活の中でどのように使われ、役立っているのかDVDを見てお勉強した後、2～5名のグループになって、八代市厚生会館を順次出発しました。緑の回廊を元気に歩きながら、途中ポイントにある税金クイズ8回15問に挑戦！最終ポイントの八代城跡まで、アツという間のウォーキングでした。雨がポツポツと降り出したので、八代市厚生会館に戻りお弁当。にぎやかにクイズの答え合わせをして、絵はがきに今日の感想を描き、解散となりました。親子仲良くさわやかな汗をかきながらのZei税ウォーキングでした。保護者の方から「子供と一緒に税金の勉強ができる機会などないので参加できて楽しかったです。」と言われた時とてもうれしく思いました。

付き添いの保護者の皆様、スタッフの方々、ご協力ありがとうございました。



社会貢献活動

税の広場

平成24年11月11日(日)八代イオンショッピングセンター1階センターコートで、第2回税金クイズを開催しました。

先着100名の小学生に租税用DVD「おじいさんの赤いつば」で税金の使われ方を勉強後、税金〇×クイズに挑戦しました。どの児童も優秀で約50問の問題で足りるかな?とハラハラしました。優秀な児童には賞品が贈呈されました。

また、税に関する「絵はがきコンクール」への応募も多数出品されました。



租税教室

平成24年12月7日(金)八代市立植柳小学校に於いて、6年生60名へ2時限を使い租税教室を開催しました。

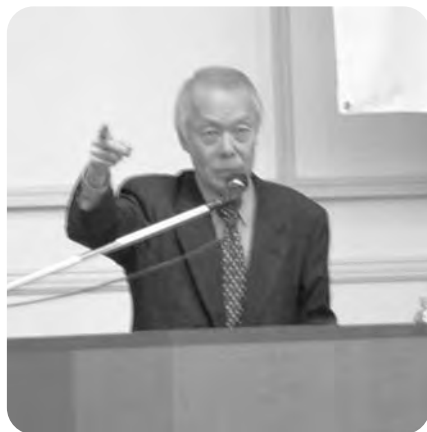
まず1時限目は、租税用DVD「千年の約束」鑑賞後、「わたしたちのくらしと税」をテキストに使用し、講師(青年部部会長・当法人会局長)による質問形式を用いながらの分かりやすい説明が行われました。また、2時限目では数年前に改築された体育館を例に身近にある税の使われ方を学んだ後、税金クイズに挑戦しました。最後の質問の時間には手を挙げる児童の多さに驚かされ、租税教室の大切さを実感いたしました。

また、税務署からお借りした一億円のレプリカに児童たちは大喜びしていました。



税を考える 週間 特別講演会

八代会場



平成24年11月7日(水)八代ホワイトパレスに於いて、税を考える週間特別講演会を開催した。講師には軍事アナリストの小川和久氏（八代市出身）を招き「激動する国際情勢と日本の安全保障」と題し講演を頂いた。

これからの日本の平和と繁栄の道をたどるには、まず外交・安全保障・危機管理の弱点を直視しそれに取り組むことが大切。

それには、

(1)対米関係の健全化

- ・防衛力の現状を認識（戦力投射能力なき軍事力を日米同盟で補完）
- ・オスプレイを安全に飛ばす

(2)海洋国家戦略の実施

日本は海洋国家を自覚し、領土問題を解決すべし。・日本の領土は狭いが、海が加わると「大国」になる、それも「海洋資源大国」になる。・領土問題解決の順序：尖閣列島→北方領土→竹島。・国際世論による包囲網、国内法の整備、尖閣の実効支配の必要性。



(3)「洗練」されていく中国

・中国の三戦（世論戦、心理戦、法律戦）は戦わずして勝つ、この3点を日本に取り入れていくべき。

社会情勢を見守りながら、私たち国民一人一人の力で日本を支えていかなければならないと話された。

水俣会場

税を考える週間行事として、平成24年11月27日(火)水俣市総合もやい直しセンターに於いて、経済ジャーナリストの須田慎一郎氏を講師に招き、「裏舞台から見た政治経済」～日本再生には何が必要か～と題し講演会を開催致した。

会場は、大勢の会員や一般の方の来場でいっぱいとなり、ユーモアを交えながらの講話に微笑しながらも聴き入っていった。

政治と経済は表裏一体のものであり、経済の見通しを立てて政治の状況がどの方向に向かっていくのか、見て行く事になる。

2012年の経済を見たところ一部報道では、震災後の復興特需（失われたものに対するインフラの整備、政府の12兆円に上る補正予算等）により4、5、6月は景気は底をつき上昇に転じるとの見通しであったが、現実マイナス成長であり予想は大きく外れた。

また中国の動き（チャイナリスク）も注視していく、日本の輸出額ではアメリカを抜いて中国が1位となっている。

来月、12月16日衆議院選挙が行われるが、参議院選挙（来年9月）と1パッケージとした新政権のスタンスが大きく左右する。

消費税増税も絡み2014年10月の景気動向を見極める必要があり、その為には来年10月の状況（2013年の4、5、6月の景気）をよくする必要がある。しかも見せかけの景気ではなく、体力を強化して経済力を備える。



各業界の発展には「政治のバックアップ」が必要であり、国民が応分の負担（復興増税）をするとともに「そういう政治家」を選ぶことが日本の再生につながると話された。

八代地方法人会会長賞受賞作文

消費税とこれからの未来

八代市立二見中学校 3年 前 田 悠 紗

この夏、消費税の値上がりがメディアを通して世間を騒がせている。

日本はこれまで、5パーセントの消費税を払っていたが、将来8パーセント、そして10パーセントまで値上がりすることが決まりつつある。

海外では、消費税がすごく高い地域があるが、消費税が高いかわりに、国が医療費を全額負担してくれたり、教育費を安くしたりして、国民のためになるようにしているが、日本は値上がりをして、これまでとどう変わってくるのか、先が見えない状況にいると思う。

税金を払うことで、道路がきれいに整備されたり、消防車がかけてくれたり、国民のためになることはしてくれているが、税金をこれまで以上に払うことで、私たちの生活がより良いものになるとは限らない。

国がかかえている問題の中に、借金の問題があるが、その借金問題をまずは解消するのだろう。その問題を解決したら、行政は、私たちのためにどのようなことをしてくれるのだろうか。

消費税を上げることによって、国民の負担は今まで以上に大きくなるし、ただでさえ、一年前の東日本大震災で、今は復興のためにみんなで頑張っているのに、余計に国民を苦しめるこ

とになると僕は思う。税金の値上がりをする前に、無駄な税金の使い方を見直すなりして、自分たちの国を見つめなおすことを必要だと思う。けずれるものはけずる、必要なものは残す。そうやって、うまく税金を使うことこそが、行政の仕事でもあり、大きな課題でもあると僕は思う。

今、中学生の僕たちが大人となり、社会に出たとき、この消費税値上がりによって、今より良い日本の姿があるかは分からない。でも、今より良い日本であってほしい。そのためには、行政ばかりではなく、将来の日本を担う僕たちも、しっかりと学び、社会に貢献できる人間になることも大切である。僕は、そういう人材になりたい。

公益法人移行認定のご報告

当法人会は、先日来、公益社団法人への移行作業をしてまいりましたが、12月14日に熊本県の審議会で公益社団法人へ移行することが決定致しました。

平成25年4月1日に公益社団法人として登記しスタートすることになりました。

提言活動報告

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

法人会の提言活動は、法人税の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、事業継承に関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

提言先

自民党・公明党・民主党・財務省・経済産業省
国会議員・県知事・県議会議長・市町村長・市町村議会議長

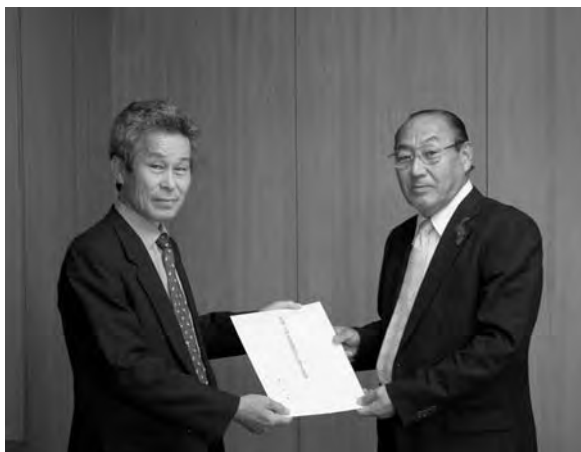
—平成25年度税制改正に関する提言—

平成25年1月15日(火)伊藤会長と作田税制委員長が八代市長及び八代市議会議長に対し、法人企業主の立場から、地方経済を活性化させるため、法人税の減税等について要望書を持参し、手渡しました。

1. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方について

(1) 社会保障制度のあり方

社会保障は過剰なばらまきの給付を排し、「給付の重点化・効率化」を徹底すべき。



作田税制委員長(左)から
古嶋市議会議長へ

写真は平成23年のものです

(2)行政改革の徹底

社会保障の安定財源を確保するためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。国・地方は「先ず隗よりはじめよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。

①国・地方における議員定数と歳費の削減

②公務員の人員と人件費の削減

③行政委員会の委員報酬の見直し

2. 地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

固定資産税は、長期的な地価の下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。評価方法および課税方式の抜本的見直しを求める。

(2)市町村民税の超過課税は課税の公平を欠くため解消すべきである。

♪さあみんなで歩きましょう♪

『第19回九州国際スリーデーマーチ2013』 への参加について

「スリーデーマーチ」に協賛することになりました。多くの皆様の参加をお待ちします！

八代市・社団法人日本ウォーキング協会主催の「スリーデーマーチ2013」は次の通りです。

趣 旨：新緑の八代の美しい自然を満喫しながら、旧跡、名所等を結ぶコースを楽しく歩き、自らの心と体の健康づくりに努める。

期 日：平成25年 5月10日(金)・5月11日(土)・5月12日(日)

大会会場：八代市球磨川河川緑地（新萩原橋下流）

大会イベント

(1)九州国際スリーデーマーチ2013

各コースがあります（歩く距離 5・10・20・40km）

(2)芸能フェスティバル 八代亜紀（10日）陣内貴美子（12日）予定

(3)八代の観光と物産展 (4)環境フェスタ (5)健康フェア (6)フォトコンテスト

※詳細は事務局まで

わが家の節電メニュー

期 間
12月～3月
(年末年始を除く)
平 日
9時～21時
※九州は8時から

8つの節電メニュー

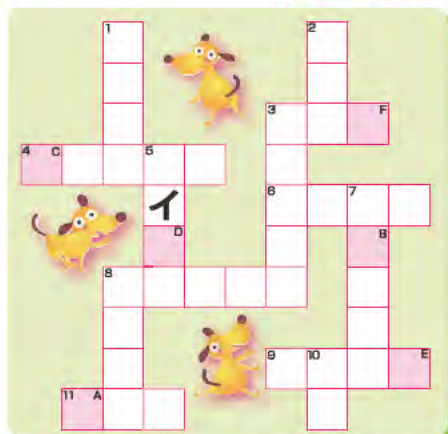
できたらチェック

- 1 エアコン** 重ね着などをして、室温 **20℃** を心がけましょう。
- 2 カーテン** 窓には厚手のカーテンを掛けましょう。
- 3 照 明** 不要な照明をできるだけ消しましょう。
- 4 テレ ビ** 画面の輝度を下げ、必要な時以外は消しましょう。
- 5 冷 蔵 庫** 冷蔵庫の設定を「弱」に変えましょう。扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品をつめこまないようにしましょう。※食品の傷みにご注意ください。
- 6 ジャー炊飯器** 早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存しましょう。
- 7 温水洗浄便座 (暖房便座)** 便座保温・温水の設定温度を下げ、使わない時はふたを閉めましょう。
- 8 待機電力** リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜いておきましょう。

☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐

※出典：経済産業省 節電.jp

いちごクロスワードパズル



問題 右の11のヒントでパズルを解いたら、A～Hに入る文字をマスに入れてみよう！何という言葉になるでしょう？

A	B	C	D	E	F
---	---	---	---	---	---

- ① ○○○○は20℃を心がけて、重ね着をするなど工夫をしましょう。
- ② 「犬も歩けば棒に当たる」○○○は、お正月の伝統的な遊びです。
- ③ 使わない電気製品のプラグは、○○○○から抜いておきましょう。
- ④ ご飯は、○イ○○機能を使って早朝に一日分をまとめて炊きましょう。
- ⑤ 夏と冬の時期は、特に○○○○が不足します。ムダをなくして大切に使う。
- ⑥ 窓に厚手の○○○○をかけると、暖房効果がアップします。
- ⑦ 寒い日は家族団らん、○○料理。体も心もボカボカ。

- ⑧ 「○○○でミカン」は冬の定番。厚手の布団をかけて、設定温度は低めにしましょう。
- ⑨ 印刷が終わったら、パソコンだけでなく○○○○の電源も忘れずに切りましょう。
- ⑩ 冬の○○○○期間は12月～3月、時間帯は9時から21時までです。(地域により時間帯が異なる場合があります)
- ⑪ 電気○○○○の節電のポイントは、人がいる部分だけを温めることです。
- ⑫ 「セリ・ナズナ・ゴギョウ・ハコベラ・ホトケノザ・スズナ・スズシロ」春の○○○○です。
- ⑬ ガス・石油ストーブを使うときは、窓をあけて○○することも忘れずに。

パズルの答え(6文字)と、冬の節電のために取り組んでいることをハガキに書いて送って下さい。
抽選で100名の方にオリジナル図書カード(1000円分)を差し上げます。

応募要領 官製ハガキの裏面に ①郵便番号 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④性別 ⑤学年 ⑥電話番号 ⑦パズルの答え(6文字) ⑧冬の節電のために取り組んでいること を書いて応募してください。
※応募は小学生以下に限ります。

応募先 〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4
(公財)全国法人会総連合 「いちごプロジェクト」係

応募締切 平成25年4月4日(木)必着

※冬の節電のために取り組んでいることは、当ホームページ等に掲載させていただく場合があります。
○応募いただいたハガキは返却いたしません。
○抽選結果の発表は図書カードの発送をもって代えさせていただきます。
○応募結果に記入いただいた個人情報、景品の発送のみに使用します。ただしこの冬の節電のために取り組んだことをホームページに掲載させていただく場合には、都道府県と性別・学年を掲載いたします。

法人会では冬の節電活動として「いちごプロジェクト」を行っております。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

法人会

検索

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

いちごプロジェクト

「安楽死」と「ポックリ死」、そして「尊厳死」

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

日本に安楽死はなく、殺人罪の対象に

このコラムの総タイトルは「健康パンザイ」ですが、今回は拡大解釈して、人生の幕引きについて述べることにします。

熟年者が集まって一杯やっていると、誰かが「やっぱり最期は『安楽死』がいいな」と言い出すことがよくあります。その前に、がんで苦しんで死亡した父や、認知症で子供に迷惑をかけながら息を引き取ったという母の話などをしている場合が多いので、頭に描いているのは、いわゆる「ポックリ死」、または同じような「ピンピンコロリ」のことと思われます。

ポックリ死とは、普段はすこぶる元気でいて、ある日突然、心臓がピタリと止まり、苦しまずに旅立つことでしょう。実際にはそのようなことに巡り合う可能性は極めて低いのですが、超高齢化社会になって、晩年は必ずしも幸せだったとは言えない肉親の最期を目の当たりにするようになると、ポックリ死を願望する気持ちが強くなるのも、よく理解できます。

しかし、引き合いに出された「安楽死」と「ポックリ死」は、全くの別ものです。「安楽死」とは、例えば末期がんで、助かる見込みのない病人が、他人に頼み、苦しめない方法で人為的に息を止めて貰うことです。日本では法律で禁止されており、仮に医師が苦痛にあえぐ患者に懇願されて、仕方なく薬物投与をしたとしても、その医師は殺人罪に問われます。もし見るに見かねた家族も医師に頼んでいれば、こちらは自殺ほう助罪になります。これが法社会の現実なのです。

尊厳死には、書状などの証明が必要なことも

では一方の「尊厳死」というと、こちらは例えば、がん患者が「末期になって意識が薄れた場合、いたずらな延命治療は拒否する」といった意思表示をしていれば、それを尊重し、その意思に沿った最期を迎えられるようにすることです。がんホスピスなどは、それに近い考えです。

日本と違って、ヨーロッパのスイス、オランダ、ベルギーなどでは安楽死が法で認められています。そうしたこともあり、ヨーロッパなどのケースは「積極的安楽死」、日本の尊厳死は「消極的安楽死」と分け、同じ流れで捉える研究者もいます。

ただ、尊厳死についても、刑法的な課題は多々あります。死の近い患者が、初めか

ら人工呼吸器の装着を拒んでいれば問題はないのですが、いったん装着して途中から取り外しを望んだ場合はどうなるか、については見解が分かれます。患者は通常、症状が悪化すると昏睡状態になるので、本人が希望したという証明は難しく、裁判では医療側の敗訴が多いようです。認知症の患者に意思表示ができるのか、という問題点もあります。

そこで日本尊厳死協会は、元気でいるうちから延命拒否の証明書にサインをしたカードを携帯するように呼びかけています。尊厳死を正式に認める法律施行の働きかけも行っていますが、一般の関心はまだ高くない状況にあります。

自分は、全身にチューブやセンサーを巻きつけられて“スパゲティ症候群”と呼ばれるような延命治療を受ける気持ちがあるかどうか、一考してはいかがでしょう。

○ 社団法人 八代地方法人会では
平成22年 5 月総会時に

会員企業のe-Tax 100%利用 を宣言しています。

まだ利用していない会員の方は、是非とも利用してください。

★ご利用に際しては、電子証明書の取得、開始利用届の提出及び利用者識別番号の取得が必要です。詳しくは顧問税理士又は税務署にお尋ねください。

※八代税務署への連絡

○ ☎0965-32-3141 代表 ○

「献血のお願い」

法人会では、社会貢献活動として下記の要領により献血事業を予定しています。

八代会場

◎日 時 平成25年 2 月21日(木)
午前10時～12時・午後 1 時～ 4 時
◎場 所 「八代ホワイトパレス」

水俣会場

◎日 時 平成24年 3 月18日(月)
午前 9 時30分～11時30分・午後12時30分～午後 4 時
◎場 所 「水俣市 水光社」

◎献血にご参加頂いた方には記念品を準備しております。
会員企業 1 社に 1 名以上を目標にしております。
ご協力をお願いいたします。

◎400ml献血にご協力下さい。

(但し、男女とも体重50kg以上の方)

◎献血が初めてのの方は「本人確認」へのご協力をお願い致します。(運転免許証・保険証)

◎年齢18歳～69歳



<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yatsushiro/>

◎法人会の活動スケジュール等随時更新中

◎お知らせページも充実

是非、ご覧ください

確定申告会場等のご案内

平成24年分の確定申告会場等は、次のとおりです。

期間：2月18日(月)～3月15日(金)

個人事業者の消費税については、4月1日(月)まで

会場：八代市花園町16番地2 八代税務署（3階）

代表電話 0965-32-3141（音声案内）

※ 土、日及び祝日を除く。

※ 相談受付時間は、午前9時から午後4時までとなっております。

申告所得税・贈与税の申告の申告・納税は 2月18日(月)から 3月15日(金)まで

個人事業者の**消費税・地方消費税**の申告・納税は 2月18日(月)から 4月1日(月)まで

確定申告書の作成のご案内

是非、「e-Tax」又は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

◎e-Tax

- 電子証明書とICカードリーダライタが必要です。
- 24時間受付は、1月15日(火)から3月15日(金)まで行います。
- メンテナンス時間は、毎週月曜日午前0時～午前8時30分を予定しています。（この時間帯は利用できません）

◎書面提出

- 印刷した申告書に押印の上、郵送するか税務署窓口へご提出ください。
- ※e-Tax、書面提出とも、税理士に依頼されている方は、税理士にご相談ください。